

# 2017 年度 全道社会人サッカー選手権大会 兼 第 53 回 全国社会人サッカー選手権大会北海道予選

## 開 催 要 項

- 1 主 旨 本大会は社会人サッカーの普及・強化を図るため、全道の各地区代表チームが全国大会の出場権を目指し、競うことを目的とする。
- 2 名 称 2017年度 全道社会人サッカー選手権大会 兼 第53回 全国社会人サッカー選手権大会北海道予選
- 3 主 催 (公財) 北海道サッカー協会 北海道社会人サッカー連盟
- 4 主 管 (一社) 札幌地区サッカー協会 札幌社会人サッカー連盟
- 5 協 賛 株式会社 モルテン
- 6 開催期日 平成 29 年 8 月 11 日 (金・祝)・12 日 (土)・13 日 (日)
- 7 会 場 札幌市東雁来公園サッカー場 (札幌市東区東雁来 12 条 4 丁目)  
札幌市厚別公園競技場 主競技場 (札幌市厚別区上野幌 3 条 1 丁目 2 番 1 号)

### 8 参加資格

(公財) 日本サッカー協会及び (一財) 全国社会人サッカー連盟に加盟登録された第 1 種 (準加盟を含む) チームにあつて、次の条件に従う。

- (1) J1 リーグ、J2 リーグ、J3 リーグ、JFL、大学連盟、高専連盟、専門学校連盟に加盟したチームは除く。
- (2) 外国籍選手は、1 チーム 3 名までエントリーすることができる。(準加盟チームは除く。同一試合に同時に試合に出場することもできる。)
- (3) 選手は参加チームの所属選手として (公財) 日本サッカー協会に登録されていること。
- (4) 選手の登録期限は平成 29 年 7 月 20 日 (木) (大会参加申込期限) までに (公財) 日本サッカー協会が登録を承認した選手とする。
- (5) 選手資格に疑義がある場合は、あらかじめ所属地区サッカー協会の意見を求める。なお疑いのある場合は北海道社会人サッカー連盟がこれを裁定する。
- (6) (公財) 日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては同一「クラブ」内のチームに所属する選手を移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。ただし、適用対象となる選手の年齢は第 2 種年代のみとし、同一「クラブ」内の 2 種登録チームから選手を参加させることができる。第 1 種・シニアの年代の選手は適用対象外とする。
- (7) 地区予選から本大会へ至るまでに、同一選手が異なるチームへの移籍後、再び同一大会に参加することは出来ない。
- (8) 全国大会への代表権を得た場合、それに参加できるチームであること。

### 9 参加チーム数

- (1) (公財) 日本サッカー協会及び (一財) 全国社会人サッカー連盟に加盟登録された第 1 種の登録チームを有する地区協会から各 1 チームの参加を認める。
- (2) 前年度全道社会人サッカー選手権大会優勝チームで、北海道社会人サッカー連盟が推薦するチームの参加を認める。
- (3) 開催地区より 1 チーム別枠の参加を認める。
- (4) 地区予選を行わない地区からの参加は認めない。
- (5) 不参加地区が生じた場合、他地区からの補充は行わず、大会参加は予選実施地区数に前年度優勝 1 チーム及び開催地区枠 1 チームを加えたチーム数とする。

- (6) 上記により参加チームが決定出来ない場合、参加チームの決定方法について北海道社会人サッカー連盟において決定する。

## 10 競技規則

- (1) 本年度（公財）日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。  
但し以下の項目については特に本大会用として大会規定に定める。
- (2) 各試合の出場選手登録は、交代要員 7 名を含め 18 名とし、5 名までの交替が認められる。ベンチに入ることが出来る人数 13 名（交代要員 7 名、役員 6 名）。

## 11 懲 罰

- (1) 本大会とそれに繋がる地区予選は懲罰規定上の同一競技会とみなし、地区予選終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は本大会において順次消化する。
- (2) 地区予選における警告の累積は地区予選で消滅し、本大会に影響を及ぼさない。
- (3) 本大会は、（公財）日本サッカー協会「懲罰規程」に則り、大会規律委員会を設ける。
- (4) 大会規律委員会の委員長は北海道社会人サッカー連盟理事長とし、委員については委員長が決定する。
- (5) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に直近の本大会 1 試合に出場できず、それ以降の処置については本大会規律委員会において決定する。
- (6) (5) による出場停止処分が本大会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けたチームまたは処分対象者が出場する直近の公式試合において、その処分を消化するものとする。
- (7) 本大会期間中に警告を 2 回を受けた選手は、直近の本大会 1 試合に出場できない。なお、本大会期間中に科せられた警告の累積は他大会には影響を及ぼさない。

## 12 競技方法

- (1) トーナメント方式による。
- (2) 試合時間は 80 分とする。勝敗が決しない場合は PK 方式により次回戦に進むチームを決定する。ただし、準決勝・3 位決定戦は 20 分の延長戦を行い、更に決しない場合は、PK 方式により決定する。
- (3) 決勝戦は 80 分とし、勝敗が決しない場合は PK 方式により優勝チームを決定する。
- (4) ハーフタイムのインターバルは 10 分とする。

## 13 参加料

25,000 円（消費税込）

## 14 参加申込み

- (1) 申込締切日 平成 29 年 7 月 20 日（木） 17 時必着。
- (2) 第 8 の「参加資格」を有したチームの選手数は、22 名以内とする。但し、役員（6 名 監督含む）が選手として出場する場合は、選手の数に含まれていなければならない。
- (3) 大会参加料（25,000 円）を各チームより下記口座へ納入のこと。
- (4) 所定の申込用紙・プライバシーポリシー同意書に記入の上、所属地区サッカー協会へメールにて送付すること。申込みを受けた各地区サッカー協会は期日までに下記①②③へ申込み手続きを完了させること。予選日程により申込期日まで到着が難しい場合は、事前に下記北海道社会人サッカー連盟までその旨連絡をすること。

①〒062-0912 札幌市豊平区水車町 5 丁目 5-41

北海道フットボールセンター内 （公財）北海道サッカー協会 事務局

TEL (011)825-1100 / FAX(011)825-1101

ア、参加申込書 1 通

イ、地区予選経過書 1 通

ウ、プライバシーポリシー同意書 1通

②〒062-0912 札幌市豊平区水車町5丁目5-41

北海道フットボールセンター内 北海道社会人サッカー連盟 事務局

E-mail hff@viola.ocn.ne.jp

TEL/FAX (011)841-2401

ア、参加申込書 1通

イ、プライバシーポリシー同意書 1通

③〒062-0912 札幌市豊平区水車町5丁目5-41

北海道フットボールセンター内 札幌社会人サッカー連盟 事務局

E-mail a00016490@triton.ocn.ne.jp

TEL/FAX (011)841-2401

ア、参加申込書 1通

イ、地区予選経過書 1通

ウ、参加料 25,000円(消費税込)

エ、審判不帯同料 17,000円(消費税込)(審判不帯同の場合)

【参加料振込先】

銀行名：北洋銀行

支店名：苗穂支店

口座名：札幌社会人サッカー連盟 大会参加料

口座番号：普通 3258880

## 15 組合せ

(公財)北海道サッカー協会、北海道社会人サッカー連盟において抽選を行う。

(1) 期 日 平成29年7月22日(土)

(2) 場 所 北海道社会人サッカー連盟事務所

(3) 前年度の本大会成績によりシードする。

(4) 同じ地区から2チーム以上出場している地区はブロックシードとする。

(5) (公財)北海道サッカー協会HP (<http://www.hfa-dream.or.jp/>)で確認すること。

## 16 帯同審判

(1) 参加チームは公認審判員(2級以上)を帯同させること。また、その者の氏名、資格級を主管地区へ届け出ること。

(2) 帯同審判員は審判に専念し、監督・役員及び選手を兼ねることはできない。

(3) 帯同できない場合は、17,000円(消費税込み)を参加料と共に主管地区に納入すること。

## 17 選手登録の変更

申込期日締切後のエントリー変更はできない。

## 18 ユニフォーム・背番号

(1) ユニフォームは(公財)日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に則る。

(2) ユニフォームへの広告表示については(公財)日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合のみこれを認める。

(3) ユニフォームは、正・副2着を登録し、常に携行していなければならない。

(4) 申込期日締切後の背番号の変更はできないので留意のこと。

## 19 選手証

各チームの登録選手は、(公財)日本サッカー協会発行の選手証(写真を貼付したもの)を持参すること。ただし、電子登録証(写真が登録されたもの)が確認できる場合は出場を認めるものとする。

## 20 開会式

- (1) 日 時 平成 29 年 8 月 11 日 (金・祝) 8 時 30 分～ (予定)
- (2) 場 所 札幌サッカーアミューズメントパーク (SSAP) 多目的室  
(札幌市東区東雁来 12 条 3 丁目)
- (3) チーム監督は必ず出席のこと。

## 21 監督会議・マッチコーディネーションミーティング

- (1) 監督会議は下記日程にて行う。チーム監督は必ず出席のこと。  
日 時 平成 29 年 8 月 11 日 (金・祝) (予定)  
開会式終了後、開会式会場にて行う。
- (2) マッチコーディネーションミーティングを行う。監督は各試合開始 60 分前に、正・副のユニフォーム、メンバー表、選手証を持参して大会本部に集合のこと。  
但し、第 24 (1) により変更の場合は、その監督代理が出席のこと。

## 22 表 彰

- 優勝 賞 状： (公財) 北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟  
優勝杯： 北海道社会人サッカー連盟
- 第 2 位 賞 状： (公財) 北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟  
トロフィー： 北海道社会人サッカー連盟
- 第 3 位 賞 状： (公財) 北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟  
トロフィー： 北海道社会人サッカー連盟

## 23 閉会式

- (1) 日 時 平成 29 年 8 月 13 日 (日)
- (2) 場 所 決勝戦終了後、同会場で行う。

## 24 その他

- (1) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることを義務付ける。ただし、止むを得ず、ベンチ入りすることができない場合、参加申込書に記載された役員が監督代理を行うことができる。この場合、メンバー表提出時までには大会本部に届け出て、許可を受けなければならない。
- (2) 大会期間中の負傷及び事故の責任は当該チームが負うものとする。又、救急用品の準備は各チームの責任において行うこと。参加チームは傷害保険 (スポーツ安全保険等) に必ず加入すること。参考： (公財) スポーツ安全協会北海道支部
- (3) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合は本大会実行委員会 (競技委員長・審判委員長・マッチコミッショナー等で構成) において協議し対処する。この結果、中断・中止・延期することがあることを留意する。
- (4) 納入された参加料・審判不帯同料は原則として返却しない。
- (5) 開催要項に規定されていない事項については本大会実行委員会において協議の上決定する。
- (6) 今大会の第 1 位～第 3 位のチームは「第 53 回全国社会人サッカー選手権大会」の出場を義務付ける。当大会は平成 29 年 10 月 13 日 (金) ～18 日 (水)、福井県坂井市で開催される。

### 【本大会に関する問い合わせ先】

北海道社会人サッカー連盟事務局  
〒062-0912

札幌市豊平区水車町 5 丁目 5-41

E-mail hff@viola.ocn.ne.jp

TEL/FAX (011)841-2401

以 上